

私大経常費補助の大幅な増額と高等教育の漸進的無償化法の立法で、誰もが大学で学べる社会の実現を求める決議

- 1 2012年9月、日本政府は、国際人権規約の高等教育漸進的無償化条項の留保を撤回しました。日本国憲法98条は「条約・国際法規の遵守」を定めています。大学教育を段階的に無償化することは、国際公約であるとともに、いまや、日本政府が国民に対して負っている憲法上の義務にほかなりません。
- 2 しかし、安倍政権はこの間、私立大学等経常費補助を削減し続け、高等教育の機会均等と私立大学の充実・発展とはまったく逆行する政策を推し進めてきました。2015年度には私立大学経常費補助率はわずか9.9%となり、1975年に私立学校振興助成法が制定されてから初めて1割を下回りました。また、経常費補助のうち私立大学の基盤的経費の根幹となる一般補助にまで「私立大学等改革総合支援事業」にもとづく評価による重点配分を持ち込み、政府・財界が求める「大学改革」へと私立大学を誘導するための競争的予算を拡大してきました。こうした政策は、私立大学の財政基盤を脆弱化させ、私立大学の民主的な発展を大きく阻害するものです。
さらに、最近の経済財政諮問会議等では、奨学金延滞率や寄付金の伸び率といった「教育アウトカム指標」にもとづく「大胆な傾斜配分」が提起され、私立学校振興助成法の立法趣旨そのものを否定するに等しい議論が行われています。数値化できる指標にもとづいて経常費補助を配分するなど、「教育」「学問」という本来数値化できない諸価値を無理やり数値化することは、大学の価値そのものを根底から否定することにほかなりません。
- 3 私たちが長年要請し続けた給付奨学金の創設が本年度ようやく実現しましたが、対象人数も金額もきわめてわずかです。東京私大教連が毎年実施している新入生家計負担調査では、奨学金として数百万円の借金を抱えて不安だという学生や、生活費や老後の蓄えを切り崩し、無理を重ねて学費を捻出したという父母の痛切な声が届いています。また、返済への将来不安から奨学金を借りることをためらい、大学進学を断念する若者も増えています。このことは格差の固定化を招き、社会から活力が失われることにもつながります。私立大学の異常な高学費は私大経常費補助があまりにも少ないことが原因であり、給付奨学金の抜本的拡充とともに、私大経常費補助を大幅に増額することなしに高等教育無償化を実現させることはできません。
- 4 安倍首相は、憲法9条の改正とともに、高等教育を含む教育の無償化を「改憲の優先事項」として打ち出しました。しかし、上述したように、高等教育の漸進的無償化はすでに政府に課せられた憲法上の義務となっています。改憲など全く不要であり、直ちに立法措置によって実現すべき政策です。政府は高等教育と2歳以下の保育園の費用について、住民税非課税世帯を対象に無償化する方向で検討に入ったとされています。その財源は2019年10月の消費増税による増収増で賄うとしていますが、高所得者優遇税制や大企業優遇の法人税の税率を改善すること等によって高等教育無償化に必要とされる約4兆円の財源を確保することは十分に可能であり、消費増税という新たな国民負担は必要ありません。
- 5 私立高校では、私立大学の2倍を超える経常費補助と就学支援制度の充実で、生徒数が増加し続けています。私立高校に対する財政支援の到達点を私立大学へと広げ、私立大学に進学したい若者の意欲に応えることが必要です。高等教育を受けた労働者が増加することの便益は、彼ら自身にとどまるものではなく、社会全体が享受する経済的効果をとまなうものです。高等教育の無償化は、人権や教育を受ける権利を守る意味にとどまらず、社会の発展に大きく寄与します。
私たちは、誰でも大学で学べる社会の実現に向けて、私立大学等経常費補助の大幅な増額、日本私大教連が提案する「高等教育の漸進的無償化法案（試案）」にもとづき、すべての大学生を対象にした授業料無償化を実現する法律の速やかな立法、給付奨学金の抜本的拡充を行うよう強く求めます。

以上、決議します。

2017年11月11日

東京私大教連第41回定期大会